

総行福第 22 号

平成 28 年 1 月 29 日

地方職員共済組合理事長
（地方共済事務局及び団体共済部扱い）
東京都職員共済組合理事長
各指定都市職員共済組合理事長

殿

総務省自治行政局公務員部福利課長

平成 28 年度における地方公務員共済組合の事業運営について

平成 28 年度における貴組合の事業運営については、別紙記載事項に留意の上、適正に執行されるようお願いいたします。

(別紙)

第 1 事業運営に関する一般的事項

1 地方公務員共済組合（以下「共済組合」という。）の業務の運営に当たっては、事務処理の合理化及び職員の適正配置等により組織の簡素化を図り、かつ、その組織の規模及び構成等を勘案して適正な人事管理及び昇進管理を行うこと。また、職員研修を一層充実し、職員の意識の向上及び職場の活性化を図ること等により、効率的な業務の執行体制を確保すること。

なお、国においては時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現するため、行政改革を総合的かつ積極的に推進する取組を行っており、地方公共団体においても、地域の実情を踏まえつつ、自主的に適正な定員管理の推進に取り組んでいることを踏まえ、共済組合においては、原則として職員の増員は行わないこと、欠員を生じている場合においても不補充に努めること、引き続き徹底した業務の見直しや効率化に取り組み、可能な限り純減を図ること等により、計画的に適正な定員管理の推進に取り組まれないこと。

2 職員の給与、諸手当（退職手当を含む。）、勤務時間及び休暇等の勤務条件については、国家公務員の給与等の取扱いを基本とし、共済組合を組織する地方公共団体の職員の給与等を勘案して適正に措置すること。

なお、施設職員の給与については、従事する業務の内容に応じて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）別表に定める行政職俸給表（二）に相当する給料表を適用すること。

3 平成 28 年度から、地方公共団体において人事評価制度が本格的に実施されることを踏まえ、共済組合においても、能力・実績に基づく人事管理を推進する観点から、国や地方公共団体の人事評価制度・運用を参考に、公正かつ客観的な人事評価制度に取り組まれないこと。

4 共済組合の事務処理については、事務・事業の整理、民間委託、情報通信技術の活用、人事管理の適正化等の合理化、効率化を積極的に推進することとし、経費の削減を行うこと。

5 職員による不祥事件を未然に防止する観点から、綱紀の肅正、服務規律

の確保及び職務に係る倫理の保持に一層努め、社会的な批判を招くような行為は、厳に慎むこと。

また、資金を扱う業務（年金の支払い、医療給付金の還付、資金運用、宿泊施設における売上金管理等）については、1人の職員ですべての事務を行うことのないよう、職員相互間及び管理監督者のチェック方法を再検討し、責任の所在を明確化することにより、管理体制及び運用の両面からの事故防止対策を図ること。

- 6 契約事務を含む経費の執行に当たっては、いやしくも社会的批判を招くことのないよう、法令の規定を遵守することはもとより、事務手続のより一層の透明性及び公平性を確保すること。また、経費の執行については、その必要性及び内容について十分な検討を行うとともに、国や地方公共団体における取扱に準じて、疑念を招くことのないように適切なものとする。その際、契約や経費支出に関する諸規程に必要な改善を加える等適正な対応を図ること。

併せて、執行担当職員に対する権限の集中を避け、管理監督者の責任体制を確立するとともに、部内における相互けん制機能の発揮に努めること。

- 7 組合員の個人情報については、各共済組合において策定した個人情報の保護に関する規程に基づき、個人情報を取り扱う事務の処理方法及び個人情報保護の重要性に関する研修等を通じて担当職員の育成を行うことにより、引き続き個人情報の適正な管理を確保すること。

また、情報セキュリティに係る組織面、技術面、業務運営面について定期的に点検・見直しを行い、インターネットからの攻撃をはじめとする情報セキュリティ上の脅威に対して強固な情報システムを構築するとともに対策レベルの向上に努め、実効性のある対応体制を確保すること。

- 8 組合員及びその被扶養者並びに年金受給者に対し、共済組合制度についての認識及び理解を深めるよう積極的に広報活動を行い、その周知徹底に努めるとともに、相談業務の充実強化を図ること。

- 9 地方公共団体においては、生涯生活設計及び健康保持増進等のライフプラン関連施策の計画的な推進が図られているところであるが、各共済組合においても地方公共団体と協力しつつ、その推進を図ること。なお、この場合の費用については、当該事業の実施主体等の役割分担、対象者の受益度等を勘案して適切に負担すること。

また、共済組合がライフプラン関連施策の推進を図る場合には、一般財団法人地域社会ライフプラン協会の諸事業との協力及び連携に十分留意すること。

- 10 平成25年5月に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に基づき、平成28年1月から順次個人番号の利用が開始されたことから、個人番号を含む特定個人情報の取扱いに留意するとともに、情報照会・提供機関として、平成29年7月から開始予定の情報連携に向けた準備について遺漏のないよう適切に対処すること。

第2 短期給付に関する事項

- 1 短期給付事業の実施に当たっては、制度改革や医療費の増嵩等の短期給付事業を取り巻く状況を十分把握のうえ、健全な事業運営が確保できるよう努めること。
- 2 短期給付財政については、共済組合全体として年々厳しくなっており、財政状況が窮迫している組合が増加していることから、その健全性を確保するため、不適正な医療費を排除する観点に立ったレセプト審査の強化や、短期給付財政の安定化に資するための計画（データヘルス計画）に基づく、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図り、総合的な医療費の適正化対策を積極的に実施すること。
- 3 ジェネリック医薬品については平成27年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」において、使用割合の目標値が2017年央に70%以上とする等と定められたことも踏まえ、差額通知の発出等、ジェネリック医薬品の使用割合を高めるための取組の実施に努めること。
併せて、共済組合の医療費の実態の関係者への周知、短期給付の財政状況の周知、適正受診のための普及活動の強化等の医療費増嵩対策についても引き続き積極的に実施すること。
- 4 附加給付の給付水準等については、短期給付財政の厳しい状況等を踏まえ、その見直しを行うとともに、他の医療保険制度との均衡を十分勘案して適正に定めること。

特に、一部負担金払戻金及び家族療養費附加金等の基礎控除額については、国家公務員共済組合及び健康保険組合における基礎控除額との均衡を勘案し、高額療養費算定における上位所得者区分に倣った所得区分を新たに設け、当該区分の基礎控除額は5万円(合算高額療養費附加金は10万円)とすること。

- 5 東日本大震災の被災組合員等については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)その他の措置により、一部負担金の支払の免除措置等が講じられてきたところであり、福島原発事故による避難指示等対象地域の一部の住民については一部負担金の免除措置が継続されているところであるが、今後の取扱いについてはその動向に注視すること。

第3 長期給付に関する事項

- 1 長期給付については、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第63号)及び「地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」(平成24年法律第97号)が平成27年10月に施行され、公務員の厚生年金への加入及び「年金払い退職給付」制度の創設が図られたところである。共済組合においては、いわゆるワンストップサービスの実施や2以上の種別の被保険者期間を有する者に係る在職支給停止等の各種事務手続きについて、新たに整備された共済情報連携システムを効果的に活用すること等により、遺漏のないよう適切に対処すること。
- 2 年金制度全般に対する職員の理解の一層の促進を図り、組合員原票の移管、全組合員期間に係る標準報酬(給与)記録の管理、国民年金制度における第3号被保険者の届出経由、基礎年金の支払い、加給年金額対象者のデータ管理、併給調整に関する情報交換並びに雇用保険給付及び老齢厚生年金に係る調整対象者の調査把握等の事務処理については遺漏のないよう努めること。
- 3 長期給付に係る事務処理については、標準システム及び住民基本台帳ネットワークシステム等の活用により事務の省力化及び迅速化を一層推進

し、年金受給者の便宜にも一層配慮すること。

また、年金の裁定、決定及び改定並びに支給に当たっては、職員の事務分担及び責任の所在を明確化し、職員相互間及び管理監督者のチェック方法を再検討するなどその管理体制及び運用の両面から適正を期するとともに、受給権者の生存の事実などその現況を正確に把握し、過誤払いの防止に努めること。

- 4 組合員及び年金待機者の利便の向上並びに将来の年金請求に係る意識付けを図るため、地共済年金情報ホームページシステムを効果的に活用し、本人への年金情報提供を適切に行うこと。これに加え、59歳の年金待機者に対しては、年金請求の直前情報の周知徹底を図るための通知を行うこと。
- 5 組合員期間及び標準報酬（給与）情報等の年金個人情報取扱いについては、住民基本台帳法その他関係法令を遵守することはもとより、情報漏洩対策を講じるほか、地方公共団体情報システム機構が作成するチェックリストを活用するなど、引き続き個人情報の適切な管理に万全を期すこと。
- 6 年金制度に対する信頼を確保するため、年金受給者に対するサービスの一層の向上に努めること。例えば、年金決定請求書のターンアラウンド方式化など年金受給者等に提出を求める書類については、法令の規定の範囲内で提出する者の便宜に十分配慮したものとすることや、給付の決定内容の通知及び振込金融機関の取扱いについては、できる限り受給者の便宜に配慮すること。
- 7 「年金払い退職給付」制度の運用にあたっては、組合員に対して、毎年、当該組合員の退職等年金分掛金の払込みの実績、直近1年間の組合員期間において適用される付与率及び基準利率、当該組合員期間の各月における付与額及び基準利率に基づく利息の額並びに当該組合員の付与額及び利息の額の累計額等について、通知を行うこと。
また、組合員が退職したとき、又は組合員であった者が35歳、45歳、59歳及び63歳に達したときは、その者に対し、付与額及び利息の額の累計額等について、通知を行うこと。
- 8 積立金基本指針や共済組合が定める基本方針等に基づき、適切に積立金の管理及び運用を行うこと。

また、積立金の運用に当たっては、適切な資金運用計画を作成し、社債等については取得後も適格格付機関からの格付けを確認する等運用対象商品の特性等に留意しつつ、常に金融市場の動向に注意を払いながら、最新かつ正確な情報を迅速に分析し、的確な判断を行う等により、長期的な観点から安全かつ効率的な運用に努めること。

9 業務上の余裕金の運用の見直しに当たっては、平成27年6月30日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2015」において、公的・準公的資金の運用の在り方については、有識者会議の提言を踏まえ、各資金の規模・性格に応じ、長期的な健全性の確保に留意しつつ、必要な施策を迅速かつ着実に実施すべく所要の対応を行うこととされたことに留意すること。

第4 保健事業に関する事項

1 保健事業については、短期給付事業の財政状況に鑑み、組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談及び健康診査等のメンタルヘルスを含む健康の保持増進に資する事業を重点的に行うこととし、事業の実施に当たっては、データヘルスの観点から健康・医療情報を活用した組合員の健康課題の分析や評価等を行い、事業が効果的かつ効率的に実施されるよう計画を策定し、PDCAサイクルに沿った事業実施に努めること。

また、人間ドック、ガン検診及び生活習慣病検診等疾病予防に資する事業については、特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」という。）の実施と併せて、地方公共団体における厚生事業と共同で実施する等その充実に努めること。

なお、特定健診等の実施に当たっては、地方公共団体が事業主として実施する健康診断の内容と十分に調整を行うとともに、当該健康診断を地方公共団体からの委託等により実施する場合には、当該地方公共団体に対して適正な費用負担を求めること。

2 保健事業については、「経済財政運営と改革の基本方針2015」や「『日本再興戦略』改訂2015」等において、保険者の努力を促すためのインセンティブを強化する制度の導入が検討されていることを踏まえ、短期給付財政の安定化・健全化という観点からも、特定健診等の実施率の向上等、制度の枠組みに沿った事業の積極的な実施に努めること。

- 3 保健事業全般にわたり、医療費の増嵩を防ぎ、組合員の福祉の増進に資するため真に必要な事業かどうか分析・評価を行い、効果が希薄と思われる事業については適切に見直すこと。
- 4 宿泊施設利用助成事業については、公務出張における宿泊では助成券を利用することができない等助成券の利用範囲等について組合員に十分周知するとともに、交付手続の厳格化、契約施設での組合員証の確認の徹底その他の方策を検討、実施のうえ、事業の適切な実施の確保に努めること。
- 5 保健施設の運営については、経営状況及び組合員のニーズを踏まえ、利用率、必要性及び立地条件等を勘案するとともに、経営実績、需要の動向及び経営環境の変化等の的確な分析に基づいて適切な経営計画を定め、パートタイム職員の採用及び業務の委託等、この計画に基づき事業の合理化及び効率化等を推進すること。
- 6 保養所等の保健施設については、安易に保健経理からの繰入金等で不足金を賄うことのないようにし、独立採算の確保に努めることとし、組合員のニーズ若しくは事業の意義が低下し、又は著しい不採算に陥っている施設は、整理すること。

第5 宿泊事業に関する事項

- 1 宿泊施設の運営については、経営状況及び組合員のニーズを踏まえ、利用率、必要性及び立地条件等を勘案するとともに、経営実績、需要の動向及び経営環境の変化等の的確な分析に基づいて適切な経営計画を定め、パートタイム職員の採用及び業務の委託等、この計画に基づき事業の合理化及び効率化等を推進すること。
- 2 宿泊施設は、組合員の福祉を増進することを目的として設けられ、その利用については、本来、組合員を中心とすべきものであることから、組合員等に対する積極的なPRはもとより、年金受給者の利用に対して便宜を図ること等により効率的な利用に資する努力を行うとともに、弾力的な料金の設定及び職員研修の充実によるサービスの一層の向上により、組合員を中心とする利用率の向上を図ること。

- 3 宿泊施設の運営に当たっては、利用率の向上に資する対策及び利用料金の見直しなどによる収入の増加を図る一方、人件費及び委託費のあり方などを見直すことにより経費を削減し、安易に保健経理からの繰入金等で不足金を賄うことのないよう、独立採算の確保に努めること。
- 4 施設運営の一部又は全部を委託する場合は、以下の点に留意すること。
 - (1) 委託先の選定に当たっては一般競争入札を原則とし、これにより難しい場合にあっては、競争性、公平性及び透明性等が十分に確保される方法によること。
 - (2) 委託によりサービスの向上やコストの削減といった成果を得られているかについて、委託先から事業報告書及び決算書等を提出させ、十分にチェックすること。
 - (3) 委託契約は適切な期間を定めて締結するとともに、現委託先との契約を安易に継続することなく、業績の評価を行ったうえで、適宜見直しを行うこと。
 - (4) 委託先の経営状況についても定期的に報告を求めるなど、常に安定した施設運営が確保されるよう努めること。
- 5 施設の経営の実態を的確に把握し、経営が困難な施設については、専門的な機関に委託して診断を実施する等その原因の分析及び経営見通しの検討を行い、施設の存廃又は抜本的な経営改善対策について十分に検討し、速やかに所要の措置を講ずること。

この場合、組合員のニーズ若しくは事業の意義が低下し、又は著しい不採算に陥っている施設は、整理すること。
- 6 新たな施設の建設又は増築は、原則として行わないこと。また、組合員の新たなニーズに対しては、民間施設の利用を基本とすること。

仮に、施設の改良を行う場合には、地元の経済団体、旅館組合等との調整をよく行い、民間施設と競合しないように配慮した上で、十分な自己資金を含めた資金計画を立てて行うこと。
- 7 共済組合の施設において提供される料理等の食品表示については、消費者庁において公表された「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について」を参考に、表示の適正化を徹底すること。

第6 貯金事業に関する事項

最近における経済及び金融情勢の動向に鑑み、支払利率の設定に当たっては、慎重に行い安全な範囲内にとどめること。また、今後の預金支払いの動向を踏まえ、将来にわたり持続可能な資金管理を行うこと。

なお、仕組債については、①複雑な条件が附されている、流動性に乏しく長期保有を余儀なくされる等リスクの高いものを資産に組み入れないこと、②これら以外のものについても、資産への組入れ割合を十分に考慮することに留意のうえ対応するとともに、現に保有するハイリスクな仕組債については、時機を見て適宜処分すること。

第7 貸付事業に関する事項

- 1 資金の貸付けについては、年度間を通ずる的確な資金計画の作成、期末・勤勉手当からの償還制度の活用等により資金の効率的運用を図ること。
- 2 貸付けの実施については、借受人が懲戒免職等の理由により未償還元利金の即時償還を命じられたにもかかわらず未償還となっている事例及び民事再生手続の実施などにより債権を減額される事例が多く見受けられることから、借入申込時にその内容及び借受人の償還能力等について所属所長及び共済組合が十分調査する等貸付要件の厳格化及び事前審査の充実を図り、貸倒れ事故防止のため、より一層の措置を講ずるとともに、未償還元利金の回収に努めること。
- 3 財形住宅貸付制度については、子育て中の組合員に対し貸付利率を引き下げる特例措置の実施等、その制度の周知に努めるとともに、他の住宅資金貸付等についても必要に応じ資料を提供する等、組合員の生活の安定に資するよう配慮すること。

第8 物資事業に関する事項

- 1 物資事業の実施に当たっては、事業内容について十分検討を行うとともに、組合員の意向を勘案した適切な方法により行うこと。この場合における物資の供給については、共済組合、組合員及び業者との三者間の契約に

よってのみ行うこと。なお、事業の実施に当たっては、的確な運営を行い、独立採算の確保について十分に留意すること。

2 物資事業に関する事故を防止するため、事務所に多くの現金等を保管せず、口座への振込みをこまめに行うとともに、持ち出しが容易な金庫への保管を避ける等、現金等の適切な管理を徹底すること。

3 物資購入票の不正利用対策として、所属所における物資購入票の管理等を厳格化するとともに、組合員に対して利用方法等の周知徹底を図り、事業の適切な実施の確保に努めること。

第9 事業計画及び予算の作成に関する事項等

1 事業計画の策定に当たっては、効率的な事業計画に資するため、経理ごとに、あらかじめ、年度間、四半期及び月間を通ずる資金計画を立てること。

2 制度改正及び年金受給者の増加に伴い、事務費の増嵩が引き続き見込まれている一方で、地方公共団体においては人件費を中心とする行政経費の節減が図られていることから、その積算に当たっては、事務に要する経費の見直しを行い、より一層の節減・合理化を図ること。